

◎新潟県告示第1039号

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程（平成23年2月新潟県告示第128号）の一部を次のように改正し、平成30年度の公共土木施設等の維持管理業務の委託の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第1項第2号ウに規定する者でない場合、同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は参加資格者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第1号から第4号までに掲げる書類</u></p>	<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）にあつては、正本1部、副本1部とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（参加資格の承継）</p> <p>第8条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）<u>及び概要調書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>営業所一覧表</u></p> <p><u>(6) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書</u></p> <p><u>(7) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(8) 別に定める様式による第2条第1項第2号イ(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないことを</u></p>

<p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>誓約する書面</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部とする。ただし、県外業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4 (略)</p>
---	--